

誓約書兼同意書

【誓約事項】

次のいずれかに該当する場合は、交付を受けた奨励金を速やかに返還すること。

(1) 奨励金の交付の決定を取り消されたとき（次のいずれかに該当する場合）

ア 虚偽の申請により奨励金の交付の決定を受けたとき。

イ 舞鶴市公共交通人材確保対策奨励金交付要綱の規定に違反したとき。

ウ その他市長が適当でないと認めたとき。

【同意事項】

舞鶴市公共交通人材確保対策奨励金の交付に関する事務のため、勤務先の交通事業所等が私の勤務状況等の情報を舞鶴市に提供すること。

年 月 日

住所
氏名

印